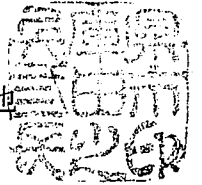


令和6年6月13日

三田市職員労働組合

執行委員長 池 本 能 身 様

三田市長 田 村 克 也



職員の福利厚生・勤務条件に関する要求書に対する回答について

令和6年6月11日付、三市職労第383号による標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 勤務労働条件に関する内容については、労使協議を行うことを基本とし、適切に対応する。
- 2 職員定数については、適切な人員配置となるよう三田市定員適正化計画に基づき、計画的な採用を行っていく。
- 3 職員の健康管理及びワークライフバランス推進の観点から、長時間労働の是正及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、時差出勤、振替休暇、在宅勤務を効果的に運用し、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を選択できる職場環境を目指し、引き続き取り組んでいく。
- 4 心の健康管理については、労働安全衛生委員会の意見を尊重しながら、メンタルヘルス研修やこころの健康相談、ストレスチェックの実施など、職場のメンタルヘルス対策の強化に引き続き取り組むとともに、職場復帰にあたっては、主治医及び産業医の意見や本人と家族、職場での協議内容等を踏まえ適切に対応していく。
- 5 各職場における職場実態については、各所属長からの意見等を踏まえながら、特に課題のある職場については、個別に対策を講じ、問題解決を図っていく。